

広島県告示第七百三十九号

河川区域の変更によって、次のとおり廃川敷地等が生じた。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和七年八月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 河川の名称

二級河川八幡川水系石内川

二 廃川敷地等が生じた年月日

令和七年七月三十日

三 廃川敷地等の位置

- 1 広島市佐伯区五日市町大字石内字川原六五六七番一〇
- 2 広島市佐伯区五日市町大字石内字川原六五六七番四
- 3 広島市佐伯区五日市町大字石内字川原六五六八番三
- 4 広島市佐伯区五日市町大字石内字川原六五六九番三
- 5 広島市佐伯区五日市町大字石内字川原六五七〇番三
- 6 広島市佐伯区五日市町大字石内字川原六五七三番四
- 7 広島市佐伯区五日市町大字石内字川原六五七六番六
- 8 広島市佐伯区五日市町大字石内字川原六五七八番五
- 9 広島市佐伯区五日市町大字石内字川原六五六七番一
- 10 広島市佐伯区五日市町大字石内字川原六五七〇番四
- 11 広島市佐伯区五日市町大字石内字川原六五七六番七

四 廃川敷地等の種類及び数量

1 種類

土地

2 数量

- (一) 一二六・二九平方メートル
- (二) 一・二二平方メートル
- (三) 三六・一七平方メートル
- (四) 九九・九四平方メートル
- (五) 五九・二六平方メートル
- (六) 一五・三二平方メートル
- (七) 一三八・五八平方メートル
- (八) 二八・四九平方メートル
- (九) 一一・六二平方メートル
- (十) 二・四九平方メートル

(±) 八・六八平方メートル